（精神保健福祉士一般養成施設等の指定基準）

第六条　法第七条第三号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等の指定基準は、次の各号に掲げる養成課程の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一　昼間課程及び夜間課程　次の全てに該当するものであること。

イ・ロ　（略）

ハ　前条第一号ハからレまでに該当するものであること。

二　通信課程に係る基準　次の全てに該当するものであること。

イ　（略）

ロ　前条第一号ホ、ト、チ、ヲから力まで、タ及びレ並びに同条第二号ロからヌまでに該当するものであること。

別表第一（第五条、第六条関係）

科目	時間数		
	精神保健福祉士一般養成施設等	精神保健福祉士短期養成施設等	
医学概論	三〇		
心理学と心理的支援	三〇		
社会学と社会システム	三〇		
社会福祉の原理と政策	六〇		
地域福祉と包括的支援体制	六〇		
社会保障	六〇		
障害者福祉	三〇		
権利擁護を支える法制度	三〇		
刑事司法と福祉	三〇		
社会福祉調査の基礎	三〇		
精神医学と精神医療	六〇	六〇	
現代の精神保健の課題と支援	六〇	六〇	
ソーシャルワークの基盤と専門職	三〇		
精神保健福祉の原理	六〇	六〇	
ソーシャルワークの理論と方法	六〇	六〇	
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	六〇	六〇	
精神障害リハビリテーション論	三〇	三〇	
精神保健福祉制度論	三〇	三〇	
ソーシャルワーク演習	三〇		
ソーシャルワーク演習（専門）	九〇	九〇	
ソーシャルワーク実習指導	九〇	九〇	
ソーシャルワーク実習	二一〇	二一〇	
合計	一、二〇〇	七五〇	

備考　一　ソーシャルワーク実習は、実習施設等を利用して行わなければならない。

二　（略）

三　指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学又は入所する者については、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習は免除するものとする。

（精神保健福祉士一般養成施設等の指定基準）

第六条　法第七条第三号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等の指定基準は、次の各号に掲げる養成課程の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一　昼間課程及び夜間課程　次の全てに該当するものであること。

イ・ロ　（略）

ハ　前条第一号ハからタまでに該当するものであること。

二　通信課程に係る基準　次の全てに該当するものであること。

イ　（略）

ロ　前条第一号ホ、ト、ルからワまで、ヨ及びタ並びに同条第二号ロからヌまでに該当するものであること。

別表第一（第五条、第六条関係）

科目	時間数		
	精神保健福祉士一般養成施設等	精神保健福祉士短期養成施設等	
人体の構造と機能及び疾病	三〇	六〇	
心理学理論と心理的支援	三〇		
社会理論と社会システム	三〇		
現代社会と福祉	六〇		
地域福祉の理論と方法	六〇		
社会保障	六〇		
低所得者に対する支援と生活保護制度	三〇		
福祉行財政と福祉計画	三〇		
保健医療サービス	三〇		
権利擁護と成年後見制度	三〇		
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	三〇		
精神疾患とその治療	六〇	六〇	
精神保健の課題と支援	六〇	六〇	
精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）	三〇	三〇	
精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	三〇	三〇	
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	一二〇	一二〇	
精神保健福祉に関する制度とサービス	六〇	六〇	
精神障害者の生活支援システム	三〇	三〇	
精神保健福祉援助演習（基礎）	三〇		
精神保健福祉援助演習（専門）	六〇	六〇	
精神保健福祉援助実習指導	九〇	九〇	
精神保健福祉援助実習	二一〇	二一〇	
合計	一、二〇〇	七二〇	

備考　一　（新設）

二　（略）

三　指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学又は入所する者については、精神保健福祉援助実習指導及び精神保健福祉援助実習は免除するものとする。